

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立檜原小学校
校長名 佐藤 栄太郎 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基盤とし、生涯を通じて学び続けることのできる児童の育成をめざして、次の具体的な取組目標を掲げ、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童を育成するための教育を推進する。

- ◎ よく考え 進んで学ぶ子 (知) 【重点】「仲間とともに探求する力」
- 豊かな心と思いやりのある子 (徳) 「自他を大切にする力」
- 明るく健康な子 (体) 「七転び八起き挑戦力」

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ① 1人1台の学習用端末を活かし、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるとともに、身に付けた力を有効に活かして課題を解決する探求学習を推進し、必要な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- ② 主体的・対話的で深い学びを実現した授業を通して、個の能力を伸長させ、自立的な態度を涵養する。

イ 豊かな心の育成

- ① 特別の教科 道徳の授業を要にあらゆる教育活動の場を通して、生命を大切にする心や他者を思いやる心の道徳的価値を深めさせ、規範意識や公共心を育てる。
- ② 自他の権利を尊重し、認め合い励まし合う教育を推進するとともに、友だちとの関わりの中で自己有用感や自尊感情を育む。

ウ 健やかな体の育成

- ① 自己の心身の状況に気付かせるとともに、自らすすんで運動に親しむ態度を身に付けさせ、体育的活動を通して体力の向上を図る。
- ② 健康の保持増進を留意させ、生活改善を促すとともに、周囲の状況を判断して安全に生活できるように、健康・安全に関する教育を推進する。また、食への関心を高める取組を継続し、健康な食生活を送ろうとする意欲と態度を育てる。

エ 不登校児童への支援

- ① 地域の人との触れ合いや自然体験など多様な教育機会を確保し、多くの大人の支えやロールモデルの存在を感じさせながら、社会的自立に向け人生を豊かに生きようとする基礎を育む。
- ② 健康的で自主的・自立的な生活を送るために、家庭と連携し、基本的な生活習慣を身に付けさせ、登校することを生活習慣の一つとして確実に定着させ、不登校を未然に防止する。

オ いじめ防止等の取組

- ① いじめ総合対策を確実に実行するため、方針に基づきいじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。
- ② 学校から情報を発信し、地域の課題と保護者の思いを共有することで連携を図り、安全で安心できる地域に開かれた学校として、いじめ防止等の取組にも組織的に推進する。

カ 特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育の視点を取り入れた学習環境を工夫し、全児童が参加できる学習と個に応じた指導を通して全ての児童に分かる喜びと学ぶ楽しさを味わわせる。
- ② 通常の学級担任と特別支援教育コーディネーター、特別支援教室担任との連携を密にし、教室で困っている児童の早期発見を共有することで、適切な支援に繋げる。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【檜原中学校グループ(檜原小、陶鎔小)】

- ① 檜原中学校グループとして「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、「自己の夢の実現に向け、社会の変化に主体的に対応し、豊かな心を持ち、心身ともに健全でたくましく生きる生徒」である。そのために、9年間を見通した心身の発達に応じたきめ細かな指導体制を確立し、学力向上を図るとともに、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 教師の的確な教材解釈に基づいた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、探求学習を实践する。児童の学習状況を把握し、ICT等も活かした個別最適な学びによって基礎学力を定着させる。協働的探求活動を中核とした授業のユニバーサルデザイン化による授業改善を推進する。
- ② 体験型英語学習「NGG（NARAHARA・GLOBAL・GATEWAY）」の新たな形として特別活動とも連携した取組を推進し、実践的なコミュニケーションスキルを育む外国語教育を行う。
- ③ 「はちおうじっ子ミニマム」や各種学力調査等でつまづきが見られた問題は学校全体の課題とし、そのための授業改善を図る。一人ひとりが「パーフェクト賞」をめざせる取組を推進する。
- ④ 教員の指導力向上のために、第3学年から第6学年において教科担任制を取り入れる。理科・社会の学年間の持ち合いや外国語活動・英語科の各学年担当を指名し、担当教員の学級の授業を他の教員が受けもつことで、教材研究を確実にした指導によって、児童の学力を向上させる。
- ⑤ 東京都体力・運動能力調査結果を踏まえ、課題を解決する指導を重点化する。縄跳び検定、持久走週間、50m走記録会など全校共通のチャレンジ期間を設定し、全校遊びを実施することで、「七転び八起きの挑戦力」を育むとともに体力向上を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 地域運営学校として地域の自然と文化財を活かし、地域人材と連携し、地域還元をめざす「ふるさとならはら パワーアップ学習」を展開し、郷土愛を高められるようにする。また、自ら課題を見つけ、課題を解決しようとする意欲を高め、探求力を育てる。
- ② 1人1台の学習用端末や学校図書館資料等を効果的に活用するとともに、プレゼンテーションソフトや論理的表現活動を積極的に取り入れ、探求的な学習を進める中で、相手や目的に応じて分かりやすく表現できる能力を育てる。

ウ 特別活動

- ① はちおうじっ子キャリア・パスポートを活かし児童のキャリア形成意識を醸成していく。
- ② 自主的・自発的な創意工夫が活かされる学級活動や児童会活動を通して、学校生活の諸問題の解決にすすんで取り組み、集団への帰属意識を深め、協力してよりよい集団を作ろうとする態度を育む。
- ③ 共通の興味・関心を深め合うクラブ活動を通して、活動計画の作成や活動内容を工夫し主体的に関わらせ、活動を楽しむとともに、個性の伸長を図る。
- ④ 各学校行事のねらいを踏まえた指導を通して、望ましい集団行動を身に付けさせるとともに、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、よりよい学校をつくろうとする態度を身に付けさせる。
- ⑤ 異年齢同士で、計画を立て、役割を分担し、協力した「たてわりオリエンテーリング」を実施し、集団や自己の生活上の課題を解決していくための資質・能力の育成を図る。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 学校の全教育活動を通して道徳教育を計画的に実践し、「考え、議論する道徳」をより推進する。指導改善と、児童の成長を認める評価を行うことで、「自他を大切にしようとする児童」を育成する。
- ② 道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、「生命の尊さ」「友情、信頼」について多面的・多角的に考え自己の生き方を振り返る学習を通して、道徳的心情と判断力、実践意欲と態度を育てる。

(3) キャリア教育

- ① はちおうじっ子キャリア・パスポートを計画的なめあての設定と振り返りに活用し、児童の将来に対する展望や勤労観を培い、自己のよさや可能性を自覚させ、学び続けていく態度を育てる。
- ② 保幼小連携や小中一貫教育を通して、進学への期待や意欲を高めるとともに、社会と関わりながらよりよく生きようとする態度を育てる。

(4) 特別支援教育

- ① 関係機関と連携しながら特別支援コーディネーターを中心とした校内委員会を開き、個別指導計画・学校生活支援シート等を活用することを通して特別支援教育の充実を図る。
- ② 特別支援教室担任による校内の特別支援の必要な児童の情報の共有、担任に対しての助言・支援を日常的に行う。拠点校として巡回校と連携し、方針を合わせながら適正就学に向けて取り組む。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 児童による主体的学校生活づくり「NARAHARA 未来会議」の一つとして、生活目標を児童発信にすることで学級・学年ごとに自ら考えた達成に向けた取組をさせる。あいさつの習慣化や規範意識の定着、学びに向かう姿勢「かまえ」を重点に児童から主体性を引き出す指導をする。
- ② 『『生命 (いのち) の安全教育』指導の手引き』に基づいて、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために生命の尊さを学び、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自他共に一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。
- ③ 地震などの非常変災時を想定した対応訓練を計画的に実施し、対応する意識と能力を高める。また、関係機関と連携した防災訓練やセーフティ教室、交通安全教室を実施し、安全に対する意識を高める。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週金曜日に「学校いじめ対策委員会」を実施する。「檜原小いじめ防止基本方針」の共有の基、各種アンケートや見守りシートを活かし、いじめの未然防止、組織的な見守り、解決に向けて対応する。
- ② ふれあい月間の取組を推進し実施期間内に、いじめの防止や生命尊重に関わる道徳授業やメディアリテラシー教育、いじめ未然防止を啓発する環境作りに取り組む。
- ③ SOSの出し方に関する教育を年間1単位時間行うとともに、「八王子市いのちの大切さを共に考える日」で集会において「いじめ」をテーマにした講話を行うことで生命尊重の心情を育む。

ウ 不登校児童への支援等

登校支援コーディネーターを中心とした校内委員会での協議をもって不登校及び傾向児童へ適切な支援をする。個票システムを活かし、組織的な情報の共有と保護者・関係機関とも連携した対応をすることで社会的自立に向けた支援を図る。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 【檜原中学校グループ (檜原小・陶鎔小)】

- ① 地域に生きる子どもたちの義務教育9年間の発達・成長を見通し、檜原中学校区グループとして、檜原小・陶鎔小と各学期に1回の合同研修会・授業研究・協議会等を通して、ICT活用・生徒理解・学習指導(学力向上プロジェクトチーム)・生活指導・体力向上等での系統的・継続的な教育活動を行う。さらに、檜原中学校グループの課題を確認し、共通理解や指導の一貫性を目指す。
- ② 3校の学力定着プロジェクトチームの持ち寄ったデータを基に傾向を共有し、課題と捉えた項目を克服できる授業を行う。
- ③ 生活支援シート及び個別指導計画を活用した小中学校間における情報共有の連携を図る。
- ④ 地域行事のボランティアや部活動体験等を通して、中学生の自己有用感や行動力を育成する。

イ 学力向上の取組

- ① 自らの問いに対して主体的に学ぶ「追求のNARAHARA」の実現に向け校内研究を中核とした座学のハレ舞台として公開研究会を実施することで、教員の授業力を向上させ児童の学力の向上を図る。
- ② 国語科と算数科の土台づくりを「NARAHARA ミニマム」として取り組む。はちおうじっ子ミニマムを基に基礎・基本の確実な定着に向け、個別最適な学習や全員参加全員理解の授業づくりを推進する。

ウ その他

- ① 地域のよさを活かした取組を「NARAHARA WAY」とし、地域人材の授業協力者を招へいし、「本物体験の教育」を推進する。また多様な人材に触れることで、「人と触れ合う教育」の充実を図る。
- ② 「2020レガシー」の体力向上の取組を継続し充実させる。地域や連携大学と共同して体力づくりに取り組む「NARAHARA スポーツ」を推進し、体を動かす機会を多く設定することで、スポーツを楽しむことを日常化していく。
- ③ 近隣の保育園・幼稚園と計画的な園児・児童の交流活動や職員間の情報交換を行うとともに、生活科を中心としたスタートカリキュラムを活かし、保・幼・小の効果的な連携を図る。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	204
2	17	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	205
3	17	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	205
4	17	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	205
5	17	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	17	206
6	17	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	205
備 考	・夏季休業日は7月24日(木)から8月27日(水)。 ・第1学年は1学期の始業式に参加しないので1日減(4月) ・都民の日10月1日(水)は授業日とする。 ・第1学年から第4学年は卒業式に出席しないので1日減。(3月) ・第6学年は修了式に参加しないので1日減。(3月)												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は、45分とする。)

学 年		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70 (10)	70 (10)	70 (10)	70 (10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

備考

ア その他の授業時数

		学年	1	2	3	4	5	6
区分								
児童会活動	児童会集会活動		6 1/3	6 1/3	6 1/3	6 1/3	6 1/3	9 1/3
	委員会活動						11	11
クラブ活動						16	16	16
学校行事			54 2/3	53	52	54	69	85 2/3
学級・学年裁量の時間			26	25 2/3	13 2/3	9 2/3	2/3	1

イ １単位時間

・1単位時間は45分とする。

・クラブ活動における 1 単位時間は45分とし、16回活動を行う。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

・クラブ、委員会の無い日は第6 学年のみ 1 時間増時とする。（第6 学年 年間 5 回 5 時間増時とする。）

・4 月30 日の引き渡し訓練時、全学年 1 時間増時とする。

・12 月 7 日の部活動体験の際、第6 学年のみ 1 時間増時とする。

・2 月18 日の小中一貫の日は、全学年 1 時間増時とする。

・3 月19 日は卒業式準備のため、第5 学年のみ 1 時間増時とする。

・毎週火・木・金に朝学習を15 分間設定し、「短い時間を活用した教科等指導」として実施する。

第1 学年 週 3 回 年間111 回 合計37 時間（内訳：国語 75 回 算数36 回）

第2 学年 週 3 回 年間120 回 合計40 時間（内訳：国語 81 回 算数39 回）

第3 学年 週 3 回 年間120 回 合計40 時間（内訳：国語 81 回 算数39 回）

第4 学年 週 3 回 年間120 回 合計40 時間（内訳：国語 81 回 算数39 回）

第5 学年 週 3 回 年間117 回 合計39 時間（内訳：国語 78 回 算数39 回）

第6 学年 週 3 回 年間117 回 合計39 時間（内訳：国語 78 回 算数39 回）

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

第3 学年…総合的な学習の『高尾山～八王子の歴史～』（郷土学習）を夏季休業中に 10 時間実施する。

第4 学年…総合的な学習の『高尾山～八王子の防災・減災～』（郷土学習）を夏季休業中に 10 時間実施する。

第5 学年…総合的な学習の『高尾山～地域自慢を探そう～』（郷土学習）を夏季休業中に 10 時間実施する。

第6 学年…総合的な学習の『高尾山～地域の歴史～』（郷土学習）を夏季休業中に 10 時間実施する。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

・学級・学年裁量の時間を活用し、入学や進学に伴い学校生活への適応のための時間や、教科や単元を問わず児童それぞれが学習できる時間を各学年において月に 1 から 3 時間程度実施し、基礎基本の確実な定着を図るための補習とする。

カ その他

・学級・学年裁量の時間として外国語活動を実施する。

第1 学年 年間 1 0 時間

第2 学年 年間 1 0 時間

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立檜原小学校

校長名 佐藤 栄太郎 公印

令和7年度特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

学校教育目標を踏まえて以下のように特別支援教室の目標を設定する。

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 人権尊重の精神に基づき、個性を大切にし、個々の能力の伸長に努め、一人ひとりの学習の困難さを解消する自立活動を充実させ、「仲間とともに探究する力」の育成を図る。
- (2) 児童が在籍学級で生き活きと充実した生活を送れるように、社会性の基礎・基本を身に付ける課題に取り組ませる中で、児童の「自他を大切にできる力」の育成を図る。

2 教育目標達成するための基本方針

- (1) 人間関係を築くための基礎・基本となるコミュニケーション能力の向上をねらいとする自立活動を中心に、学習参加に必要な資質・能力（知識や技能等）の習得を図る。
- (2) 巡回指導教員と学級担任、特別支援教育コーディネーター等との協働を図るとともに、児童についての個別の記録をとることで、保護者や学級担任と成果を共有し、よりよい効果が得られるような指導の改善を積み重ねる。
- (3) 巡回相談心理士等による助言、支援、指導を活用し、学習・生活状況の児童理解に努め、個々の課題をふまえたきめ細やかな支援と、小集団における多様な活動プログラム（相手の気持ちの理解やルールを守る大切さ等）の指導形態や方法などを柔軟に改善し、実践する。
- (4) 特別支援教室専門員による校内における連絡・調整機能を充実させるとともに、個別、小集団での指導形態による個別最適化された学びを充実させ、在籍学級での適応を促す。
- (5) 保護者、学級担任、巡回指導学級教員との共通理解に基づき、連携型の個別指導計画を作成し、課題の改善や能力の伸長を図る指導を行う。

3 指導の重点

- (1) 豊かな人間関係を築くための、基礎・基本となるコミュニケーション能力を高める指導を行う。
- (2) 適切な社会行動や態度を身に付けるために、様々な場面を想定し場に応じた言動を考え、実行につながる指導を行う。
- (3) 情緒の安定を図り、自己統制力を身に付けるための指導を行う。
- (4) 日常生活や学習活動の基礎となるさまざまな感覚機能の向上を図る自立活動の指導を行う。
- (5) 学習参加を促進し理解に結び付くように、児童の実態・能力に応じた知識・技能の習得を図る。

4 その他の配慮事項

- (1) 児童の在籍学級における適応を図るための指導をし、学びのユニバーサルデザイン化により、児童が落ちついて見通しをもって学習に取り組めるよう試行と改善を重ねる。
- (2) 保護者、学級担任に対しては、連絡帳、おたより、指導報告書などで、児童のようすを知らせ、共通理解を図るために日常的に通級時の情報を提供し、家庭、学級での情報も得る。
- (3) 適切な支援と指導のため、保護者・学級担任・関係諸機関と連携し相談活動（進路指導含む）を進める。